

12月7日井上社長と面談・11月28日団体交渉

1. 井上社長面談（12/7）

冒頭、打本委員長が井上社長に、お忙しいところお時間を割いて頂いたお礼と、冬の一時金に関して原資の計算式変更、増額に組合の要求を一部取り入れていただいたことに心から感謝しておりますとご挨拶し、和やかな雰囲気での内容を話し合いました。

- ベースアップについて
- エリア総合職の職種給引き下げ問題
- 一時金、物価高対策
- 評価制度の問題点
- パワハラ問題
- 労務委員アンケートの問題点

上記内容に関して井上社長の認識と組合の認識を擦り合わせ、今後の課題を確認することが出来た大変有意義な話し合いになったと感謝しています。特にパワハラ問題に関しては、内藤会長・井上社長の連名で以下の内容でメッセージを発信して頂きたいとお願いしました。

「パワハラと全てのハラスメント被害を受けた人、またその行為を見た人は遠慮なく直接私たちに報告して下さい。安全配慮義務に基づいて全力で皆さんを守ります。」

それに対して井上社長は「組合で一生懸命考えていただいた文面でしょうから、決してそれは無駄にしません。検討します。」という、非常に誠意ある心強いご返事を頂きました。そして最後に「ぜひ、ここ言いたかったのにとかあれば、団体交渉で言うといして下さい。直接聞くようにするし、これからも絶えず見続けるし、協力できるところは本当に協力したいので、今後ともどうぞよろしく願います。全部が全部受け入れられないけれども、なるほどというところは今日もあったので、それはぜひ生かしていきたいと思います。」と発言されました。

予定時間を10分オーバーしているにもかかわらず、最後まで誠実に対応して下さいましたことに改めて感謝申し上げます。本当に有難うございました。

2. 団体交渉（11/28）要旨

11月28日に対面形式で団体交渉が開催され、今回、初めて執行役員である本店営業部長・経営企画部長・国際戦略室長が出席されましたので、冒頭、3名の方に組合ニュースを読んで頂いていますかと確認させて頂いたところ、組合ニュ

ース拒否メールを配信された方を含め、現在は全員読んでいるというご返事を頂きましたので謝意をお伝えしました。

このように団体交渉に出席され、組合の意見に耳を傾け、更に組合ニュースを読んで組合の意見を理解しようとする事が、労使協調に繋がっていくことと確信していますので、これからも宜しくお願い致します。

3. 物価高対策、一時金について

11月28日の団体交渉で、今冬の一時金について組合の要求を一部受け入れていただいたことに関して感謝の意を、お伝えいたしました。

今冬の一時金支給総額（2億2300万円、対象人数443名）は月例基準内賃金（1億7000万円）の約1.31倍。従来の特典給付の算定方式だった場合は、一時金支給総額（1億7300万円）となり、月例基準内賃金の約1.018倍となります。

会社が決めた特典給付の算出方法（経常利益×10%）+（月例基準内賃金×0.6カ月）では「従業員の恩恵」が公正ではないと考えていますので、引き続き算出方法については、（経常利益の10%⇒20%）+（月例基準内賃金の0.6カ月⇒1カ月）、通常勤務者の最低支給額は基準内賃金の1カ月にすることを目指して引き続き会社と協議して参ります。

4. 命に関わるパワハラ撲滅について

前回の組合ニュースに掲載いたしました、組合HPに従業員から寄せられたパワハラについて会社と協議をいたしました。組合は、改めて命に関わるパワハラ撲滅に関して、会社と協力、貢献したい旨を伝えたところ、会社も同意していただいたと認識しておりますので、全役職員の皆さんと協力してパワハラ一掃に取り組んでいきたいと思っています。

5. 当社の企業理念（社是）の整合性を問う

12月8日付日経夕刊に「三方よし、企業永続の解」と題した記事が掲載されましたので要点をお知らせします。

『江戸から明治に活躍した近江商人の理念「三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）」が注目されている。SDGsを端的に表す言葉ともいわれ、現代の企業に指針を示す。伊藤忠商事は2020年に企業理念を三方よしに改訂した。

「三方よし」の原典である所在不明だった「宗次郎幼主書置」の文書を発見された同志社大学の末永国紀名誉教授（日本経済・経営史）は「三方よし」の最初に「売り手」が来る点に注目する。「売り手とは自社ではなく、従業員を指す。会社のパーパス（目的）は社員の幸福にあり、仕事への社会的満足がいい循環の出発点になる」という。「30年も給料が上がらない日本で三方よしが見直されているのは、その課題解決を求めているからではないか」と指摘する。』

当社の企業理念（社是）は「三方よし」の精神に基づいて制定されたものと理解しています。

。「顧客第一主義」は買い手よし。「株主報恩」は売り手よし。「自己研鑽・自己責任」は世間よしとして「三方よし」の精神が反映されたものになっています。し

かし、末永名誉教授によれば「売り手とは自社ではなく従業員を指す」と断言されており、そうだとしたら当社の企業理念（社是）にある「株主報恩」だけが規定されていることに疑問が生じます。その原因は「売り手よし」の重要な「売り手」である従業員が完全に抜け落ちているからです。組合は決して株主を軽視しておらず、株主も「売り手」と認識していますが、やはり「売り手」の中核を担っているのは従業員だと思います。従って「売り手よし」が「株主報恩」だけでは「株主よし」だけになってしまい「従業員よし」が全く反映されておらず、それは「三方よし」の精神に反し、公平性に欠けており、不備と言わざるを得ないと思っています。内藤会長は「ステークホルダー資本主義は日本の近江商人を源流とする「三方よし」の考え方と一致します。」と言明されています。そして「あらゆる利害関係者に等しく恩恵を行き渡らせるステークホルダー資本主義は当社の企業理念でもあります」と表明された企業理念の定義に照らしても「売り手よし」に「株主報恩」だけ掲げるのは理論的にも矛盾があると思います。企業理念はガバナンスの根幹なのでから明らかに不備と思われる内容が判明した時にそのまま放置する不作為は許されないと認識しています。

そこで組合は、当社の企業理念（社是）にある「株主報恩」を伊藤忠商事が2020年に企業理念として「三方よし」に改訂したように、当社も「株主報恩」を見直し従業員にとって「株主報恩」に該当する「従業員報恩」を新たに追記するか、若しくは「株主報恩」を改め「従業員」も「株主」も反映している「三方よし」に改めるべきではないかと考えていますので、前向きにご検討して頂くよう宜しくお願い致します。

内藤証券労働組合は従業員が立ち上げた社内組合です。来年2月で組合を結成し5年になります、ここまで継続して組合活動ができたのも皆様のご理解・ご協力のおかげと感謝しております。今後も、お気軽に組合役員に相談して下さい。又、組合HPにもご遠慮なく、ご意見・ご要望をお寄せ下さい。

相 談 先

打本執行委員長 (090-7827-3198) 平井副委員長 (090-2384-9711)

北澤副委員長 (090-8366-5308) 池永副委員長 (090-6551-4809)

全国一般大阪 T E L (06-4301-4655) F A X (06-4301-4656)

メール相談 E-mail osakachihon@mb5.seikyuu.ne.jp

ホームページ ウェブ検索 内藤証券労働組合（全国一般大阪ホームページ内）